

## 申請者へのご注意

農業委員会への許可申請の提出については、以下の点にご注意ください。

### 申請は不許可（却下）になる場合があります。

- ・ 農地の権利移動（3条申請）や非農地判断の審査は、農業委員会総会の審議により判断します。
- ・ 転用許可（4条・5条申請）については、市農業委員会が意見書を付けた上で、兵庫県が判断します。
- ⇒ 農業委員会事務局では、「申請できるか（書類の数や記載内容が不足していないか）」の確認と、「許可の可能性があるか（これまでの許可事例と法令の規定から、許可の可能性はあるか）」の判断しかできませんので、「事務局が受付けても、不許可の場合がある」ことにつき、事前にご了承ください。

### 審査が翌月以後になる場合があります。

- ・ 不足書類・記載漏れ・内容不備等について、補正指示をさせていただく場合があります。また、事務局や農業委員による現地確認や関係者の聞取りを行う場合もあります。このため、当月の期限までに提出された場合にも、審議が翌月以後になる場合があることを、ご了承ください。
- ・ 特に疎明書による転用申請については、通常関係者の聞取りを行いますので、翌月以後の審査となる可能性が高くなります。
- ・ なお、補正が不可能な場合（補正しても許可の可能性がないと考えられる場合）、申請の取り下げをお願いしております。

### 関係者に直接問い合わせる場合があります。

- ・ 隣地所有者その他利害関係人に農業委員会から直接問い合わせる場合があります。申請内容の確認のためですので、ご了承ください。

作成：令和元年5月20日

南あわじ市農業委員会事務局

南あわじ市市善光寺 22 番地 1（南あわじ市役所 本館 2 階）

電話 0799-43-5236

FAX0799-43-5336